

番 号 : 170088

国 名 : バングラデシュ

担当部署 : 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

案件名 : 小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年6月上旬から2017年8月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50 M/M、現地 0.70 M/M、合計 1.20 M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 21日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月12日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)  
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年4月28日 (金) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	教育分野にかかる各種評価調査
対象国/類似地域	バングラデシュ/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : なし
- (2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

バングラデシュ政府は、1990年に「万人のための教育」宣言の署名以来、MDGs ターゲット2の「全児童が初等教育を修了」の達成に向けて積極的な取り組みを実施してきた。1998年～2003年には多数のドナーと共に、サブセクターワイド・プログラムである「第1次初等教育開発プログラム（First Primary Education Development Programme : PEDP1）」を実施し、小学校や教員リソースセンター等の建設、教員及び行政官の研修、教材開発、情報管理システム構築などが行われた。この第2フェーズとして、2004年から2011年にかけて更なる教育の質的向上を目的とした「第2次初等教育開発プログラム（PEDP2）」を実施し、バングラデシュ政府は同PEDP2傘下で教育の質の向上に係る技術協力を我が国政府に要請した。上記要請を受け、JICAは技術協力プロジェクト「小学校理数科教育強化計画」（2004年10月～2010年3月）を実施し、小学校理数科の教員研修・授業の質の向上を目的として、国立初等教育アカデミー（National Academy for Primary Education : NAPE）を主なカウンターパート機関とし、探求型授業、問題解決型授業を取り入れた算数、理科の教員用参考書である教育パッケージ（Teaching Package : TP）の開発を支援した。開発されたTPは、バングラデシュ政府のみならずPEDP2参加ドナーから高い評価を受け、PEDP2のプールファンドを活用し、全国の教員研修校及び小学校へ配布された。

また、PEDP2の後継プログラムとなる「第3次初等教育開発プログラム（PEDP3）」（2011～2017年）のもとでも、教員研修・授業改善の分野で「小学校理数科教育強化計画」のTPに導入された探求型授業、問題解決型授業を定着・全国展開することにより、バングラデシュ初等教育セクターの重点課題である「教育の質」の改善に貢献することを目的として、JICAは技術協力プロジェクト「小学校理数科教育強化計画フェーズ2」（2010年10月～2017年12月）を実施している。これまで教員研修改善、理数科教科書・教員用指導書の改訂、コミュニケーション戦略策定・実施支援等、幅広い活動を展開してきており、2017年12月に終了を控え、最終年度の活動を行っている。

上記を含む各種取り組みの結果、初等教育の純就学率は97.7%（2015年）まで、修了率は79%（2014年）まで高まっている。しかし、修了率はMDGs及びSDGの目標である100%にはまだ遠く、中途退学の問題もあり、教育内容、教員訓練、教材等の改善を通じた児童の理解力の向上、出席率や修了率の向上等、教育の質の問題が依然として大きな課題として認識されている。2013年に実施された全国学力調査では現在の初等教育修了年次である5年生において、国語（ベンガル語）・算数ともに「必要な学力に達した」児童は25%に留まることが明らかになり、教育の質の課題が改めて示される結果となった。

バングラデシュ政府は現在、2017年末でのPEDP3終了を控え、2018年1月からの開始をめざし後継プログラムの形成をドナーと共に進めている。同後継プログラムでは、バングラデシュ政府が表明した初等教育の5年制から8年制への変更にかかる対応及びPEDP3に引き続き教育の質の向上が焦点となる見込みであり、新たに要請のあった「小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3」（以下、「本プロジェクト」という）はそれらバングラデシュ政府の取り組みをこれまでの理数科分野での協力の成果を踏まえながら支援するものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトの計画枠組、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクト詳細計画に関わる合意文書（M/M）締結を行うことを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

また、本詳細計画策定調査の現地調査期間と同時期に、「小学校理数科教育強化計画フェーズ2」の終了時評価調査を実施する予定である。そのため、必要に応じ終了時評価調査の団員と合同での面談や視察、協議等の実施を検討することとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2017年6月）

- ① 要請背景・内容を把握する（PEDP関連文書を含むバングラデシュ政府の政策文書、関連報告書、要請書等の資料・情報の収集・分析）。各種政策においてはジェンダーに関する記載の有無及びその内容も確認すること。
- ② 今までのJICAによる対バングラデシュ基礎教育分野支援にかかる既存の文献・報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、活動実績資料、中間レビュー報告書、エンドライン調査報告書等）をレビューし、内容・成果を把握する。必要に応じ本邦にいるプロジェクト専門家へのインタビューを行う。
- ③ 他の主要ドナーの動向（中期計画、実施中案件の内容及び進捗等）について情報収集する。
- ④ 担当分野に係る現地調査計画・方針（案）、収集情報・収集方法を検討する。
- ⑤ プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、カウンターパート（C/P）機関（初等・大衆教育省初等教育局（Directorate of Primary Education, Ministry of Primary and Mass Education : DPE, MoPME））、その他バングラデシュ側関係機関（教育省中等・高等教育局（Directorate of Secondary and Higher Education, Ministry of Education : DSHE, MoE）、国家カリキュラム・教本委員会（National Curriculum and Textbook Board : NCTB）、NAPE、初等教員訓練校（Primary Teacher Training Institute : PTI）等）、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑥ PDM（Project Design Matrix）（案）、PO（Plan of Operations）（案）（いずれも英文・和文両方）及び事業事前評価表案（和文）の担当分野関連部分を作成する。
- ⑦ 事前調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

## （２）現地派遣期間（2017年7月初旬～下旬）

- ① JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② バングラデシュ関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 上記（１）で作成した現地調査計画・方針をもとに本事前評価の方法について、バングラデシュ側に説明を行う。
- ④ あらかじめJICA バングラデシュ事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収し、分析結果を調査団内で共有する。
- ⑤ 特に、以下の情報資料を収集・分析する。なお、情報資料の収集・分析にあたっては、「基礎教育分野のためのジェンダー主流化の手引き」も参照しながら、可能な範囲で男女別のデータ収集やジェンダーの視点からの課題分析も行うこと。
  - 1) 初等教育の5年制から8年制への変更にかかるバングラデシュ側の対応計画及び進捗並びに他の援助機関の支援計画（特に6～8年生のカリキュラム及び教科書・指導書分野）
  - 2) 6～8年生の教科書・指導書の現状（配布・活用状況、内容）及び課題
  - 3) 1～5年生のカリキュラム及び教科書・指導書の改訂にかかる今後の計画
  - 4) 各種既存アセスメント（全国学力調査（National Student Assessment）、初等・前期中等修了試験、期末・中間試験等）に関する：
    - ア) 概要（作成主体、対象、内容等）
    - イ) アセスメント結果の活用計画、現状
    - ウ) アセスメント結果の元データ管理方法及び本プロジェクトでの活用可能性
  - 5) 既存の教員養成課程及び特に授業研究及び教科指導（教科内容、教授法）に関する現職教員研修の概要（種類、内容、計画・実施主体、対象等）。
  - 6) 郡リソースセンター（Upazila Resource Center）及び群教育長（Upazila Education Officer）、群教育事務所補佐官（Assistant Upazila Education Officer）の役割及び管轄地域の学校への支援の内容・現状
  - 7) PEDP3の一環で開発された School and Classroom Based Assessment の内容及び本プロジェクトでの活用可能性
  - 8) 他の援助機関による教室レベルの介入支援（UNICEF による Each Child Learns 等）にかかる概要および成果と課題
- ⑥ 評価5項目の観点から本プロジェクトの分析を行う。特に以下の事項に留意する。
  - 1) アプローチの妥当性（上位目標及びプロジェクト目標の達成のために、他に取りうるア

- アプローチと比較して本プロジェクトで採用するアプローチの妥当性、協力対象機関の妥当性、他の援助機関のアプローチと比較しての妥当性)の検討
- 2) 本プロジェクトの実施がバングラデシュ教育セクター全体に与えるインパクト
  - 3) バングラデシュ教育システムの中での持続性(組織、予算、技術(人材・成果物の活用))の見込み
  - 4) バングラデシュにおける初等教育の質の向上に対する本プロジェクトの有効性
- ⑦ 調査団及びバングラデシュ側と協議の上、PDM 案及び PO 案(和文・英文)の作成に協力する。
  - ⑧ バングラデシュ関係者との協議で合意された内容につき、R/D 案及び M/M 案(英文)の作成に協力する。
  - ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA バングラデシュ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2017年7月下旬～8月中旬)

- ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- ・担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

なお、上記成果品は電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上してください)。  
航空経路は、日本⇒バンコク⇒ダッカ⇒バンコク⇒日本を標準とします。

(2) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することが出来るものとします。

(3) 人件費単価

本業務における人件費単価は、2017年度単価を上限とします。

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html)

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

### ① 現地業務日程

現地派遣期間は1回、2017年7月初旬～下旬を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間ほど先行しての現地調査の開始を予定しています。

### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- 1) 総括(JICA)
- 2) 協力企画(JICA)
- 3) 評価分析(コンサルタント)

### ③ 便宜供与内容

JICAバングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- 1) 空港送迎  
あり
- 2) 宿舎手配  
あり
- 3) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA調査団員が調査を実施する期間においては、JICA調査団員と同乗することとなります。）
- 4) 通訳備上  
英語を解さないC/Pと協議する場合は、英語⇄ベンガル語の通訳を提供
- 5) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- 6) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム（TEL:03-5226-8327）にて配布します。
  - ・本プロジェクトにかかるバングラデシュ政府からの要請書
  - ・National Education Policy 2010
  - ・Third Primary Education Development Program (PEDP-3) – Revised
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト及びナレッジサイトの該当ページで公開されています。
  - ・バングラデシュ国小学校理数科教育強化計画フェーズ2中間レビュー調査報告書：  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12265047.pdf>
  - ・バングラデシュ国教育セクタープログラム「第三次初等教育プログラム（PEDP3）」におけるJICA基礎教育の質の向上プログラム成果分析報告書：  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12266540.pdf>
  - ・基礎教育分野のためのジェンダー主流化の手引き：  
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/a4ee3c32537432e34925804c00039350/\\$FILE/%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E6%95%99%E8%82%B2%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E4%B8%BB%E6%B5%81%E5%8C%96%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/a4ee3c32537432e34925804c00039350/$FILE/%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E6%95%99%E8%82%B2%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E4%B8%BB%E6%B5%81%E5%8C%96%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D.pdf)

## (3) 安全管理

安全管理に関し、以下の事項を遵守することとします。

- ① 現地調査／業務の実施に際しては、JICAの安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況をJICA所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICAの承認を得ること。  
(渡航前)
  - 1) JICAが行う安全対策研修・訓練の受講：必ず「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
  - 2) JICA安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：各渡航の度にブリーフィングを受けること。
  - 3) 外務省「たびレジ」への登録：各自登録を行うこと。
  - 4) JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供：登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式によりJICAに提供すること。

5) ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。  
(渡航後)

6) バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。

- ② バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。
- ③ 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。  
なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- ④ 執務室についても、JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の承認を受けること。その結果、追加的な防護措置等が必要になる可能性がある。これに係る経費は原則として JICA バングラデシュ事務所にて対応するが、詳細については同事務所と十分な協議を行うこと。
- ⑤ ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- ⑥ 現地作業中は、JICA バングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICA バングラデシュ事務所から貸与する。
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

#### (4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上